

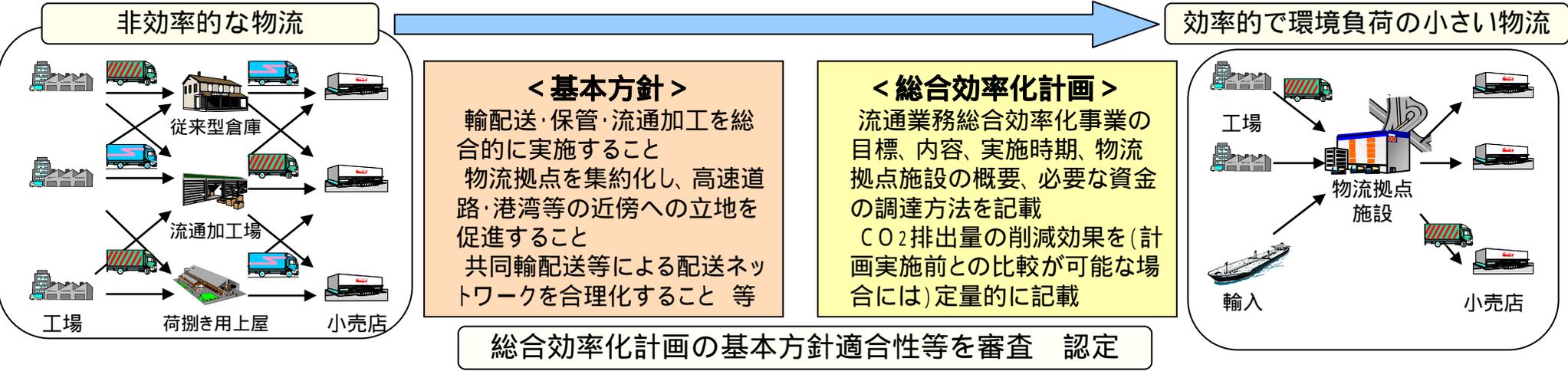
物流総合効率化法について

平成17年9月

国土交通省 総合政策局
貨物流通施設課

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 概要

法律の概要



支援措置

物流事業の総合的実施の促進

事業許可等の一括取得
倉庫業・貨物自動車運送事業・貨物利用運送事業の許可等のみなし

社会資本と連携した物流拠点施設の整備

物流拠点施設に関する税制特例
法人税・固定資産税等の特例(営業倉庫等)
立地規制に関する配慮
市街化調整区域における施設整備のための開発許可についての配慮

中小企業者等に対する支援

資金面等の支援
中小企業信用保険の保険限度額の拡充
政策金融
中小企業金融公庫等による低利融資

効果

物流改革の推進

総合物流事業の展開による国際競争力の強化
物流拠点施設の集約化や配送ネットワークの合理化等により、コストを2割程度削減

環境負荷の低減

CO₂排出量が2割程度削減
物流部門におけるCO₂排出量削減に寄与

地域の活性化

低未利用地の活用(工業団地、流通業務団地)
物流拠点施設における地域雇用の創出

スケジュール

17年7月15日法案成立
17年7月22日公布
17年10月1日施行(予定)